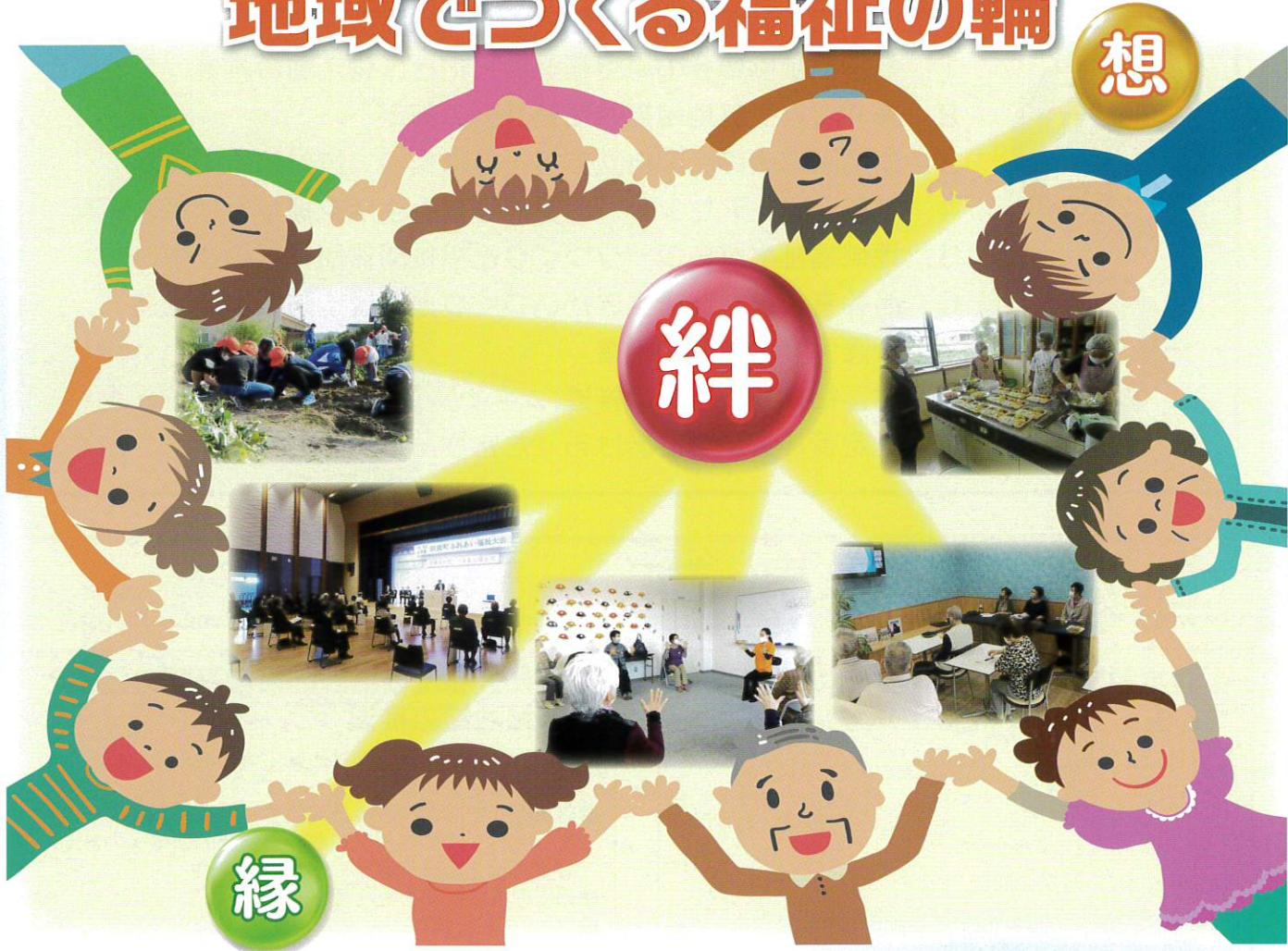




社協たより

社会福祉法人
岩美町社会福祉協議会
鳥取県岩美郡岩美町浦富645番地
TEL (0857) 72-2500
FAX (0857) 72-3811
Mail iwamishakyo@abelia.ocn.ne.jp
H P <https://www.shakyo.or.jp/hp/1319/>

地域でつくる福祉の輪



令和3年度

基本方針



ここ数年大きく変化している社会情勢の中で、生きづらさが身近なものとなり、年齢にかかわらず支援にかかるニーズが広がっています。さらに人口減少の影響もあり、従来の社会保障のアプローチでは対応できない状況が生まれ、社会的孤立や経済的困難、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題や就職氷河期時代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化もみられています。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により社会機能が大きく脅かされ、様々な事業が自粛される同時に感染症拡大の影響から減収となり、生活維持が難しい世帯に対する緊急資金の貸付が始まるなど、これまでに経験したことのない厳しい状況となりました。

こうした情勢の中において、令和3年度においては、第3次地域福祉活動計画の計画期間が最終年度となる中、地域共生社会の実現に向け、成果と課題等を整理し、第4次地域福祉活動計画の策定に繋げていくとともに、生活困窮者支援対策として平成27年度から受託している生活困窮者自立相談支援事業に加え、新たに就労準備支援事業、家計改善支援事業を町から受託する中で、生活・就労・居住に関する総合的な相談を一体的に実施し、支援対象者の自立に向けた取り組みをより効果的、効率的に進めてまいります。

一方、介護サービス事業においては、ますます厳しさを増しており、事業ごとの経営状態も低迷している状況で、特に「介護予防・生活支援総合事業」の利用者の割合が多い訪問介護事業や通所介護事業にとつては経営的に受けける影響が大きく、また、業務する職員の高齢化もすすみ、新たな職員の確保も難しくなってきているところがありますが、令和3年度から介護報酬にかかる特別地域加算の見直しが行われることを踏まえ、一層の財源確保に努めるとともに、引き続き、経費節減に向けた取り組みを継続していく中で、介護サービスを必要としている方々が安心して介護サービスを受けることができるよう最大限の努力を重ねていきたいと考えています。

そして、本協議会は、こうした様々な事業を積極的に行うことで、一人ひとりが繋がり、誰もが住み慣れた地域で家族や友人、地域住民とともに安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。



令和3年度 事業計画(概要)

岩美町社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指して、地域福祉を推進する中核的役割を担う民間組織として、住民の福祉ニーズを的確にとらえ、課題解決に向け、住民と共に考え、住民がより安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

重点目標



1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
2. 第4次岩美町地域福祉活動計画の策定
3. 生活困窮者等への自立支援と各種相談・貸付事業の実施
4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進
7. 介護保険事業等の推進
8. 障害福祉サービスの推進
9. 指定管理者制度における『たきさん温泉』の管理運営

主な実施事業

4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発

●ボランティアセンターの機能強化

- ◇高齢者ファミリー・サポート・システム(生活援助型)事業の推進
- ◇団塊の世代に対する地域福祉ボランティア活動講座の開催
- ◇福祉の心を育てる教育の振興

●生活支援サービスの開発

- ◇高齢者等の生活を地域で支えるための体制整備や仕組みの検討
- ◇生活サポーター養成講座の開催
- ◇誰もが集まる居場所モデル「井戸端カフェふらっと」の開設
- ◇テレビ会議システム「楽集ネットワーク」の機材貸出し

1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進

- 社協基盤の強化と、福祉活動に積極的に取り組むための役職員等の研修
- 職員として必要とされる資質や社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるための研修への参加と、業務推進の適格な執行
- 適正な人事管理と労務管理の強化
- 会計処理システムの的確な運用
- 広報活動の推進

2. 第4次岩美町地域福祉活動計画の策定

- 住民参加による地域の支え合い活動を推進していくために、地域の住民や各種団体が主体的に参加し、共通の目標をつくり具体的な活動内容をまとめ策定した、第3次岩美町地域福祉活動計画を基に、令和4年度からの地域福祉活動の在り方を検討し、第4次地域福祉活動計画の策定に繋げていく

3. 生活困窮者自立支援制度の推進と各種相談・貸付事業の実施

●生活困窮者自立相談支援事業の推進

- ◇自立相談支援事業の実施 ◇就労準備支援事業の実施【新規】
- ◇家計改善支援事業の実施【新規】

●フードパートナー事業の実施

●被保護者就労支援事業の推進【新規】

●各種相談・貸付事業の実施

- ◇心配ごと相談所ならびに弁護士による無料法律相談所の開設
- ◇生活福祉資金貸付事業の実施 ◇日常生活自立支援事業の実施

5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携

●地域におけるネットワークづくりの推進

- ◇地区別福祉座談会の開催

●地域見守りネットワーク活動の推進

- ◇愛の輪推進員活動の推進 ◇あんしんコール活動の実施
- ◇救急キット配布事業の実施 ◇要援護者台帳システムの活用
- ◇住民支え合い活動の推進(意識啓発、支え愛マップの作成)
- ◇見守りネットワーク活動支援事業の実施

●赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動の推進

●福祉関係団体への活動推進

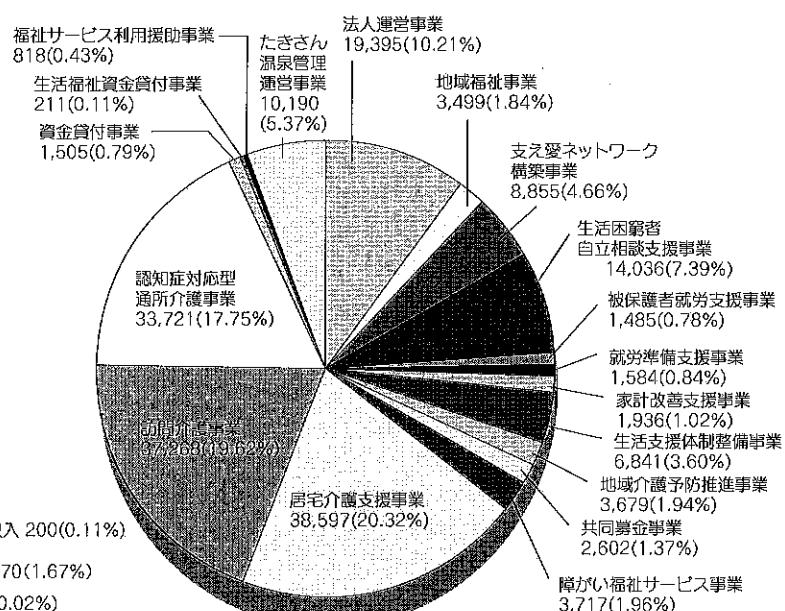
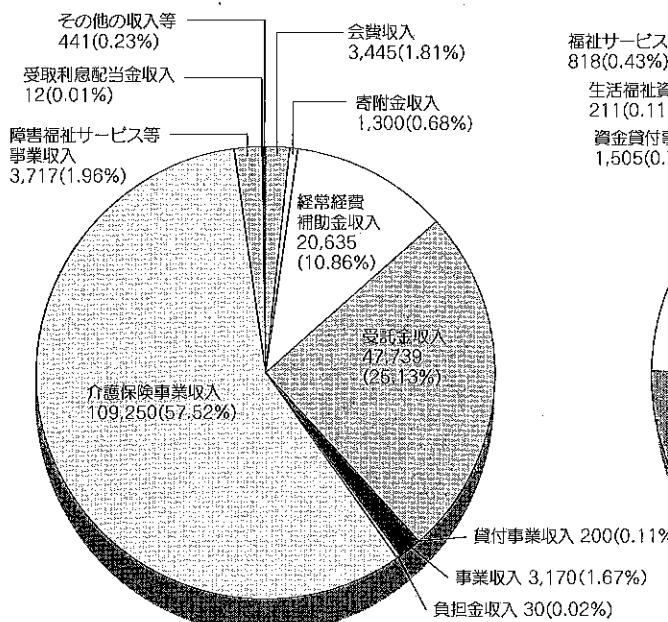
- ◇岩美町老人クラブ連合会 ◇岩美町赤十字奉仕団
- ◇岩美町身体障害者福祉協会 ◇岩美町共同募金委員会

令和3年度 予算概要

【単位：千円】

収入 189,939千円

支出 189,939千円



令和3年度の

7. 介護保険事業等の推進

- 地域住民のための介護保険サービスの推進
 - ◇ 居宅介護支援事業者としての事業推進
 - ◇ 居宅サービス事業者としての「訪問介護サービス」、「認知症対応型通所介護サービス」の事業推進
 - ◇ 低所得世帯への利用者負担の減免措置の実施
 - ◇ 介護予防・生活支援サービス事業として自立に向けた介護サービスの提供
- あつたかハートサロン事業の推進
- 岩美町産前産後ヘルパー派遣事業の推進

6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進

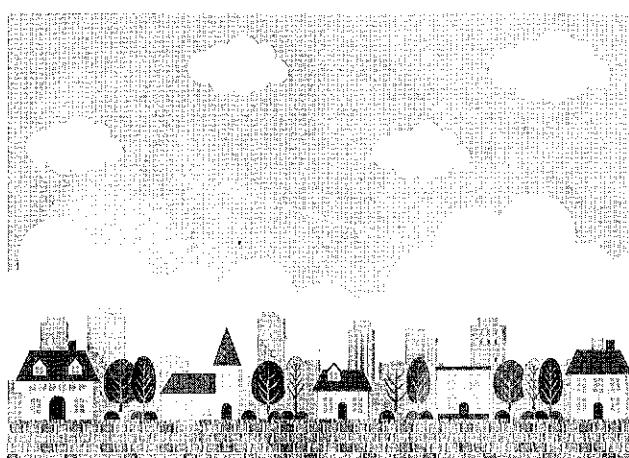
- 住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援
- ボランティアによる、ふれあい食事サービス事業の推進（月2回）
- 岩美町ふれあい福祉大会の開催
- 高齢者歩行補助用手押車と杖の購入助成
- 福祉用具貸出し事業の実施

8. 障害福祉サービスの推進

- 障害者総合支援法に基づいた、ホームヘルプサービスの提供

9. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

- 介護予防拠点施設「たきさん温泉」の管理運営
(第4期：令和3年度～令和5年度)



あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください 生活困窮者自立支援制度のご案内



このようなとき、お気軽にご相談ください

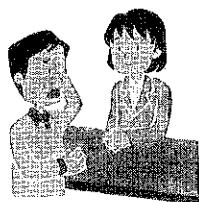
「生活困窮者自立支援制度」とは…

ここ数年、世の中がめまぐるしく変化して働く人が急に仕事を失ったり、頑張っているのになかなか生活が安定しなかったり、心配ごとや困りごとを抱えながら暮らしている人が少なくありません。

こうした状況を地域のみんなで解決のお手伝いをする“生活困窮者自立支援法”が、平成27年4月1日からスタートしました。

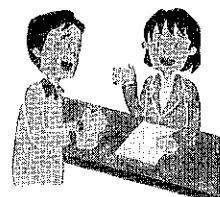
この制度は、まず、お話を伺うことから始まります。そして、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関や地域の人たちと連携し、サポートをしていきます。積極的に制度を利用し、生活の立て直しを図り、自立への第一歩を踏み出しましょう。

相談の流れ



①困りごとをお話ください

あなたの生活での悩みごと・心配ごとをお聞かせください。
ご相談内容によって、適切な窓口におつなぎするか、個別の支援を行います。



②一緒に目標を立てましょう

必要に応じて困りごとの解決に向けた具体的な目標を一緒に考えていきます。



③目標達成に向けて一緒に取り組みましょう

他の専門機関とも連携をしながら、あなたの取り組みを継続的にサポートします。

自立した生活をめざし 次のような支援を行います

自立相談支援事業

生活の困りごとや抱えている不安について、支援員がご相談をお聞きし、どのような支援が必要なのかをあなたと一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住宅確保給付金の支給

離職により、住宅を失った又は、そのおそれが高い方で所得が一定水準以下の方に対して安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

就労準備支援事業

就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施します。

※詳細については6ページで紹介しています。

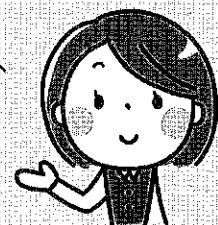
家計改善支援事業

借金やローンを抱えて家計のやりくりに困っている方等の相談に応じ、収入と支出のバランスを見直し無理のない家計と一緒に考えます。

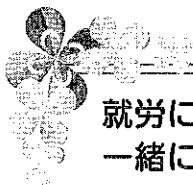
※詳細については6ページで紹介しています。

包括的な相談支援

- 包括的な支援**……制度のはざまに陥らないよう、相談を幅広く受け止め、多様な相談に対応します。
- 個別的な支援**……個々の状況に応じた適切な支援を実施します。
- 早期的な支援**……生活に困窮することのないよう早い段階から支援し、課題が深刻化する前に問題解決を図ります。
- 継続的な支援**……本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を行います。



※支援にあたっては、専門性を有する支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員・就労準備支援員・家計改善支援員）が相談に応じます。



就労に向けて
一緒に考え、サポートします！

就労準備支援事業



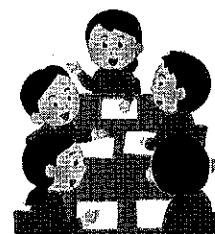
- 「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「就労経験が少ない、仕事をしていない期間が長い」など直ちに就労が困難な方に、一定期間のプログラムに沿って、一般就労のための基礎能力等を養いながら就職活動に向けた支援を行います。
- ※利用には収入要件他があります。

支援プログラム

◎日常生活支援

規則正しい生活や適度な運動、健康維持、清潔保持などの生活習慣の見直しや形成に向けてサポートします。

- 起床や就寝など、規則正しい生活に関する助言
- バランスのとれた食事やうがい手洗いなど、健康維持や身だしなみに関する助言
- etc.



◎社会生活支援

社会との関わりやつながりを通して、就労に向けての準備段階としての必要な社会的能力を身に付けるサポートをします。

- 挨拶など基本的なコミュニケーション能力の習得
- 地域ボランティア団体や地域行事への参加
- 地域の事業所で職場見学、ボランティア活動体験
- etc.



◎就労自立支援

一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得をサポートします。

- 社会人としてのマナーの習得・企業等での就労体験
- etc.

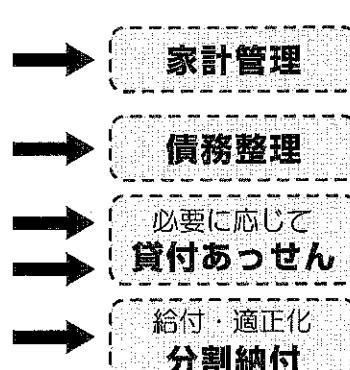
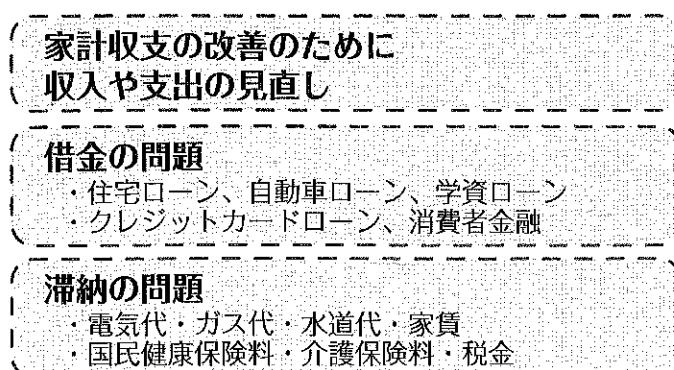


家計と人生によりよい変化を！

家計改善支援事業



- 家計状況を「見える化」して根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や法テラス等の関係機関への紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。



その他関連事業 フードパートナー事業

この事業は、困窮者対策の一環として、地域住民の皆さんに協力を得て、食料品に困った方に対して、緊急的な食料援助を行うことにより、該当者の命をつなぎ、また、食料品の提供を地域住民の皆さんにお願いすることで、困窮問題を地域の課題として共有していただくことを目的に実施するものです。

「フードパートナー事業」の仕組み

食料に困った方

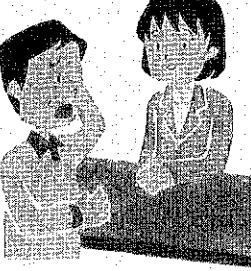
手元のお金も無く、
頼る人もいなく食料
に困っている方



①相談

岩美町社会福祉協議会

支援が必要と判断されたら
フードパートナーに依頼



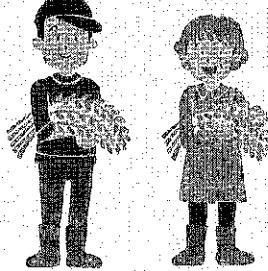
相談者へ支援



③提供

フードパートナー

依頼を受けたフード
パートナーは食料品
(米)を準備



社協へ提供

食料品を受取る

被保護者就労支援事業

この事業は、稼働年齢層にある被保護者の方に対して勤労意欲の醸成及び育成を図り、一般就労に向けた伴走型の就労支援を行い、被保護者世帯の自立を推進することを目的に実施するものです。

【取り組み内容】

- ◎一般就労に向けた支援（ハローワークへの同行訪問）及びコーディネート業務（日程調整、体験業務の管理、受け入れ先との調整等）を実施します。
- ◎ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労セミナー、技能習得向け講座、職業訓練、就労体験事業、職場定着支援など、必要な支援を実施します。

**相談・支援はすべて無料です。
個人情報など秘密は厳守します。**

相談
窓口

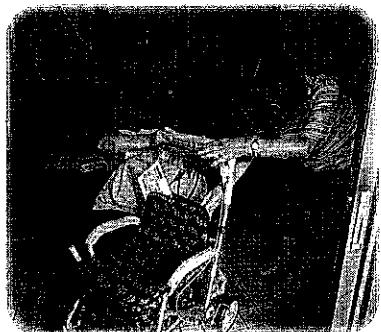
岩美町福祉課地域福祉係 TEL: 73-1333
岩美町社会福祉協議会 TEL: 72-2500

相談
日時

月～金曜日(休日を除く)
8:30～17:15



手押車・杖の購入費助成について



毎年好評で、たくさんの申込みをいただいているこの助成事業を、今年度も実施します。

この事業は、歩行補助器具「手押車・杖」を必要とし、身近に整えたいとお考えの方に購入費の助成を行い、屋外活動の支援することを目的に実施するもので、助成費は、町民の皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金の配分金を資金源としております。

購入を希望される方は、下記によりお申込みください。

① 対象となる方	町内の在住者で、令和4年3月31日までに満70歳以上になられる方（昭和27年3月31日以前生まれ）であり、かつ過去10年以内に当助成を受けておられない方。		
② 個人の負担額	品名	助成額	個人負担額
	【手押車】 ※軽量でサビにくいアルミフレームです。	10,716円	5,300円
	【杖】	1,193円	600円
③ 申込方法	印鑑持参で、社会福祉協議会受付窓口へおいでください。		
④ 申込期限	令和3年6月11日（金）		

シニアボランティア入門講座～あなたのやさしさを地域に～ 【参加費：無料】
好評の傾聴ボランティア講座と手話入門講座を開催します。

講座名等	開催日時	内 容
傾聴ボランティア講座 会場：中央公民館 時間：10時30分～12時00分	【申込期限 6/18(金)】 《第1回》 6月27日（日）	【講演】講師：よなご傾聴しあわせの会 大田 淳氏 【演題】「なぜ、今傾聴なのか」 相手の心をくみ取り、寄り添う、コミュニケーション能力の中で最も重要なスキルである「傾聴」が、なぜ地域の人々を支えていく活動として求められているのかをお話しいただきます。
	《第2回》 7月4日（日）	【講演】講師：よなご傾聴しあわせの会 大田 淳氏 【演題】「傾聴のための技術」 傾聴ボランティア活動に必要な基礎知識や技術を学びます。
手話入門講座 会場：中央公民館 時間：19時00分～20時30分	【申込期限 6/30(水)】 《第1回》 7月7日（水）	【講師】いわみ手話サークル 代表 堀本悦子さん 手話の初心者を対象に手話の基礎技術を学習するとともに、聴覚に障がいがある方への理解を深めることを目的に開催します。 手話は目で見る言葉。心を豊かにしてくれる言葉でもあります。皆さんお気軽にご参加ください。
	《第2回》 7月14日（水）	

*諸事情による内容等の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止になる場合があります。

申込資格	町内在住の方で、ボランティア活動に興味のある方。
申込先	岩美町ボランティアセンター（社会福祉協議会内） 電話73-5177 FAX72-3811 (氏名・住所・連絡先等をお知らせください。)

令和3年度 あったかハートサロン開設情報 ~いつまでも健康で~

岩美町社会福祉協議会では、町健康長寿課と連携を図り、高齢者の閉じこもり防止、介護や認知症予防活動の一層の推進を図るために、今年度も【あったかハートサロン】を開設します。

「気軽に」「無理なく」をモットーに、楽しく語り合ったり、健康体操や脳トレ、創作活動等を行い、いつまでも健康で生き生きとした生活を送っていただけるよう、参加者の皆さんと一緒に活動します。

下表のとおり各参加コースとも基本的に毎月2回開設し、送迎バスも運行しておりますので、参加を希望される場合は、町健康長寿課または社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。



岩美町社会福祉協議会 会議室	
日 時	毎月第1・第3木曜日（祝日は休み） 【午前コース】午前10時～11時30分、【午後コース】午後2時～3時30分 6月…3・17日、7月…1・15日、8月…5・19日、9月…2・16日、10月…7・21日 11月…4・18日、12月…2・16日、1月…6・20日、2月…3・17日、3月…3・17日
日 時	毎月第2・第4木曜日（祝日は休み） 【午前コース】午前10時～11時30分、【午後コース】午後2時～3時30分 6月…10・24日、7月…8日、8月…26日、9月…9日、10月…14・28日 11月…11・25日、12月…9・23日、1月…13・27日、2月…10・24日、3月…10・24日
参加費	お一人、1回につき、200円の利用負担金をいただきます。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止になる場合があります。

弁護士による法律相談のお知らせ ~ひとりで悩まず、相談を~

岩美町社会福祉協議会では、「弁護士による法律相談」を今年度も開設いたします。

住民の皆さんに幅広い相談体制を提供することを目的に、相続・離婚・金銭・土地・財産・家庭内のものごとに弁護士が相談に応じます。相談日及び内容は、下記のとおりですので気軽にご相談ください。

相 談 日	◎第1回目 令和3年 6月 9日 (水) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。
	◎第2回目 令和3年 8月 4日 (水)
	◎第3回目 令和3年10月13日 (水)
	◎第4回目 令和3年12月 1日 (水)
	◎第5回目 令和4年 2月 9日 (水)
相 談 時 間	午後1時～午後4時まで (1人当たり30分間程度)
予 約 方 法 (事前予約制)	窓口へ直接おいで下さい。(電話による方法も可) それぞれ相談日の15日前から受付を行い、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
相 談 方 法	来 所 (弁護士による面談)
相 談 場 所	岩美町社会福祉協議会 相談室
相 談 料	無 料

プライバシーは堅く
保護されます。

※都合による開設日の変更や新型コロナウイルス感染症の影響により中止することがありますので、ご注意ください。



見守りネットワーク活動支援事業のご案内

～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～

◎地域の見守り活動・支え合い活動を強化したい 自治会・自主防災組織を応援します!!

この事業は、自治会または自主防災組織等が主体となって、支え愛マップ等の作成活動を通じ、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等を行うことにより、地域の要配慮者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みを推進することを目的に行うものです。



助成対象経費等

- 募集件数…10住民組織（応募多数の際は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。）
- 助成する金額…総活動費の10分の10とし、上限3万円まで
- 対象経費
 - 報償費（例：研修会、講習会の講師に支払う謝礼など）
 - 旅費（例：講師を招くための旅費など）
 - 需用費（例：支え愛マップの作成、見守り、支え合い体制の仕組みづくりに必要な消耗品費、印刷製本代など）
 - 役務費（例：支え愛マップ作成、見守り、支え合い体制の仕組みづくりに必要な通信運搬費、保険料など）
 - 使用料及び賃借料（例：研修会や講習会を開催する際の会場借り上げ料など）
 - 備品購入費（例：災害発生時を想定した要配慮者の避難支援にかかる必要な資器材の購入など）

昨年度もそれぞれ地域の実情に合わせた内容でご活用いただきましたので、その一部を紹介させていただくとともに、皆さんのお住まいの地域で参考にしていただき、この事業のご活用を是非前向きにご検討ください。

田後地区『見守りネットワーク活動支援事業講演会』

取り組みの内容 田後地区では、地区防災マニュアルの策定や地区独自の要配慮者登録名簿の更新と併せて支え愛マップに記載されている情報の更新を行うなど、共助による地域福祉、防災力の向上を目指した活動に取り組んでこられました。今回は、支え愛マップのステップアップ研修として、県内でも先駆的な活動を展開されている智頭町中原集落の代表者を講師に招き、研修会が開催され、平常時および非常時の要配慮者に対する見守り活動の実践事例等を学ばれました。



研修会の様子

※申請についての詳細はお気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

申込み・問い合わせ先 岩美町社会福祉協議会 総務福祉課(電話 72-2500)

たんぽぽ通信

～なごやかで、ゆとりある介護～

青梅の実りに心和らぐ季節となりました。皆さまお元気でいらっしゃいますか？

たんぽぽの家ではご利用者の皆さんに春を満喫していただこうと、近所のお寺にお花見に出掛けました。淡いピンク色に咲き誇る桜に「きれいだなあ。」とつぶやくご利用者の皆さんの表情はとても晴れやかで、癒しの時間になったようでした。今後も、ご利用者の皆さんには季節を感じていただきながら和やかで、楽しい時間が提供できればと考えています。

今回のたんぽぽ通信では、「桜餅づくり」の活動紹介と、たんぽぽで人気のおやつレシピについて紹介させていただきます。



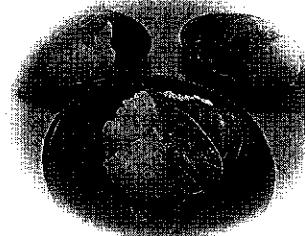
「春の味…桜餅づくり」

小田川沿いの桜並木の桜の花も散り、葉桜の緑があざやかになってきた4月中旬、たんぽぽの家では、調理レクリエーションの一環として桜餅づくりを行いました。

ほんのりピンクの桜色に染めたご飯をつぶし、それぞれ自分の桜餅を作っていました。慣れた手つきでご飯を平らにのぼし、あんこを包み、桜の葉を巻くと完成！「できた～。」と表情もにこやかに、出来上がった桜餅に満足しておられました。

慣れた手つきで丸めておられます

早速、自分で作った桜餅を口に運ぶと「おいしい。」「桜の葉っぱの塩気がええなあ。」とご利用者さま同士の会話も弾みながら、皆さんとても美味しいそうに召し上がっていただきました。



たんぽぽの家では、ご利用者の皆さんに喜んで頂こうと、おやつの間に『手作りおやつ』を提供しています。季節の果物を使ったり、のどごしのいいもの、食べやすいものをお出しし、おやつの時間がより一層楽しいひと時になればと考えています。そこで今回のたんぽぽ通信では、人気の手作りおやつを2つご紹介します。

《バナナケーキ》

- ◎材 料 ※18cmのフライパンで1枚相当
- ・★ホットケーキミックス 100g
- ・砂糖 大1と1/2杯
- ・卵 1個
- ・牛乳 35g
- ・サラダ油 35g
- ・バナナ 1～2本

※分量は目安ですのでお好みで調整してください。

- ① 卵、砂糖を泡立て器でよく混ぜる。
- ② ①に牛乳をよく混ぜる。
- ③ ②に油をよく混ぜる。
- ④ ③に★を入れ、菜箸3～4本で30回程混ぜる
※混せ過ぎないのがポイントです。
- ⑤ フライパンで15分程度、弱火で両面じっくり焼く

《白玉団子》

- ◎材 料 ※100円玉程度の大きさで約50個
- ・白玉粉 130g
- ・絹ごし豆腐 130g

- ① 白玉粉、豆腐をしつかりこね、耳たぶ程度の柔らかさまでこねる。
- ② 好みの大きさに丸めて沸騰した湯で茹でる。浮いてから2分程度たらしくう。
- ③ 冷水または氷水で冷やす。

みたらし餡やあんこ、きな粉やフルーツ白玉など好みの味付けをしてください。

次回のたんぽぽ通信では『認知症予防』についてお知らせしようと思います。ぜひご覧ください！

たんぽぽの家

◎利 用 日：月～土曜日（祭日も利用できますが、年末年始は休業）
◎利 用 時 間：午前9時～午後4時 ◎所在地：岩美町外邑931 ◎電話番号：72-3228

福祉サービス苦情解決制度「第三者委員の紹介」

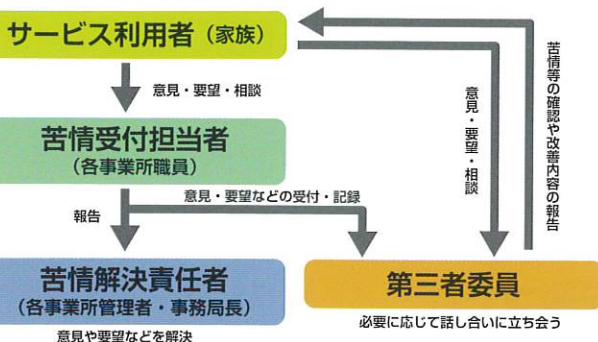
現在、福祉サービスは、必要なサービスを自分で選んで利用する仕組みへと変わっています。

しかし、自分で選んだサービスが事前に説明を受けていた内容と違っていたり、職員の対応に疑問や不満を感じていたりすることがあるかもしれません。そうしたことから安心してサービスを利用するためには福祉サービスに関する苦情解決制度があります。



岩美町社会福祉協議会では、社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が実施する事業について利用者

等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決責任者にあわせ、公正・中立な立場から苦情解決に関わっていただく「第三者委員」を設置しています。



社協へご寄付

令和3年2月～令和3年4月（敬称略）

社会福祉事業に役立ててくださいと
篤志のご寄付をいただきました。

【金一封】

◎浦富歳の市実行委員会

◎岩美町遺族連合会女性部

【タオル一式】

◎匿名

【介護用品一式】

◎匿名

◎匿名

ご寄付をいただきました皆様に厚く
お礼申しあげます。



4月	3月	2月	住 所
			寄付者氏名
			故人名
			続柄